

施策名	目標 6-3 国際協調による取組	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室		
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	-	-	11物質	R5年度	11	11	11	11	11	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。	○					
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	-	-	-	-	-	16	-	-	-	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和6年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。	○					
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	-	-	-	-	170	160	160	80	70	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類物質数が必要な物質数の目標値として年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。	○					
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号				
(1)	国際協調による化学物質対策事業(仮称)(平成10年度)	1, 2, 3	004936	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-	-
(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-	-

	(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-	
	(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-	
評価結果	(各行政機関共通区分)				②目標達成																
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)				<p>①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和6年度は、これまでの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定して調査を行い、目標値を達成した。</p> <p>②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和6年度も新たな協力プロジェクトを1件形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、案件形成の見通しを立てにくい状態であったため、令和2年度から目標値を空欄とし、令和8年度の目標値として「16件」としていた。しかし、令和5年5月に「5類感染症」に移行したため、令和8年度の目標値を削除し、令和6年度の目標値を設定した。令和6年度までに16件を形成・支援し、目標値を達成した。</p> <p>③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成した。</p>															
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	-																			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】				<p>①令和7年度においても継続的にPOPs条約対象物質の有効性評価を実施するために、モニタリング調査を行う。</p> <p>②令和7年度においても引き続き、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援を進める。</p>															
	【測定指標】				<p>①POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定して調査を行う。物質数のみではなく、物質名と物質毎の選定理由を記載する。</p> <p>②これまで順調に成果を出し令和6年度で目標値を達成したため変更せず、目標値はこれまで取り組んでいる活動のうちでプロジェクト形成が期待されるものとして令和7年度目標値を設定する。</p>																
学識経験を有する者の知見の活用	<p>&lt;参考：施策の実施における活用状況&gt;</p> <p>①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。</p> <p>②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。</p> <p>③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。</p>				SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>ライフサイクル全体を通じて地球規模で水銀を規制する「水銀に関する水俣条約」を適切に履行するため、国内外において活動を行い、環境や人体への水銀によるリスク低減を図った。また、条約有効性評価や水銀の放出など、国際的な議論が続いている分野においては、日本からも積極的に貢献をした。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。</p> <p>また、POPs規制対象物質において、モニタリング調査を通じて環境中の存在状況の把握に努めるなど、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>日本の優れた水銀対策技術の途上国への展開を目標の一つとし、過年度に引き続き5か国程度を対象とした各種調査(対面形式含む)や水銀対策技術に関するオンラインワークショップの開催を行った。また、水俣条約締結時の経験を活かし、条約をまだ締結していない国に対して水俣条約締結に向けた研修を行った。当該取組によって、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。</p>															
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(令和2年度版)</p> <p>①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第29回)資料2-3)</p>																				